

2019年9月10日 全10頁

## 「激変 地銀のビジネス環境」 — No. 4

## インバウンド需要拡大の恩恵に見られる都道府県間格差

地方創生の実現には全体の底上げが課題

金融調査部  
主任研究員 長内 智  
経済調査部  
研究員 渡邊吾有子

## [要約]

- 長期的な視点に立ってインバウンド需要を拡大させることは、地方経済および地域金融に新たな活力を生み出し、地方創生の実現にも資することとなる。本稿では、訪日外国人旅行者数と旅行消費額が近年急増している背景について概観した上で、その恩恵の都道府県間格差について分析し、今後の課題について考察する。
- 近年の訪日外国人旅行者数と旅行消費額の急増は、第2次安倍内閣以降の積極的なインバウンド政策によるところが大きい。主なインバウンド政策としては、①訪日ビザの発給要件の緩和や免除、②消費税免税の対象拡充・手続き簡素化、③航空ネットワークの拡大・強化、④出入国手続きの簡素化など、が挙げられる。
- 延べ宿泊者数の増加が目立つ沖縄と大阪について、沖縄は日本人と外国人が概ね同程度プラスに寄与している一方、大阪は外国人の増加寄与の方がかなり大きい。延べ宿泊者数が減少している6県（岩手、新潟、栃木、高知、山形、群馬）を確認すると、いずれも外国人はプラスに寄与しているものの、それ以上に日本人のマイナス寄与が大きい。
- 訪日外国人旅行消費額の2012年から2017年にかけての変化は、東京と大阪が突出している。訪日外国人旅行消費額の家計最終消費支出に対する比率は、沖縄、大阪、京都、東京で大きく上昇しており、それに北海道や福岡が続く。これらの地域では、インバウンド需要拡大の恩恵が相対的に大きいと考えられる。

## はじめに

現在、人口減少・流出に伴う内需の減少に直面している地方経済の活力を高めるために、近年急増している訪日外国人旅行者の買い物、飲食、宿泊、娯楽サービスなどへの需要（インバウンド需要）を持続的に取り込むことが重要な課題となっている。インバウンド需要の拡大は、地方に新たな雇用を生み出すという波及効果を見込めるほか、企業の投資拡大や観光関連産業の生産性向上という効果も期待される。

他方、一般に、インバウンド需要の拡大そのものは、地域金融に対して直接的かつ明確な恩恵をもたらさないと考えられる。しかし、インバウンド需要を追い風に地方経済が活性化することになれば、資金決済取引の拡大のほか、宿泊施設や都市再開発、公共インフラ分野における投資資金需要の増加などを通じて、地域の資金循環を促進させる効果が期待できる。すなわち、長期的な視点に立ってインバウンド需要を拡大させることは、地方経済および地域金融に新たな活力を生み出し、地方創生の実現にも資することとなる。

そこで本稿では、訪日外国人旅行者数と旅行消費額が近年急増している背景について概観した上で、その恩恵の都道府県間格差について分析し、今後の課題について考察することとした。

## 1. 地方創生の切り札として期待されるインバウンド需要

### 減少する人口と増加する訪日外国人旅行者

日本は、2008年をピークにして人口減少社会に突入しており、とりわけ都市部への人口流出が続く地方において人口減少ペースが速い。さらに、今後も人口減少には歯止めがかからず、一層深刻化する見通しとなっている。

国立社会保障・人口問題研究所が2018年に公表した「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」では、2045年の総人口は、2015年と比べて、43道府県で▲10%超、32道県で▲20%超、さらに6県（秋田、青森、山形、高知、福島、岩手）では▲30%超も減少すると予測されている。この超長期の人口予測の数値は、少子化対策の進展状況や経済社会環境などに依存することから、幅を持ってみる必要があるものの、人口減少という大きな潮流が今後も続くことは、ほぼ確実な状況だと言えよう。

人口の減少は、消費を中心とする内需の縮小を通じて、地方経済を下押しする。そして、そのマイナスの影響度は、人口減少ペースの速い地域でより深刻なものとなる。こうした内需縮小の影響を緩和させ、かつ地方創生の切り札としても期待されているのが、近年急増している訪日外国人旅行者の買い物、飲食、宿泊、娯楽サービスなどへの需要（インバウンド需要）である。

訪日外国人旅行者数は、2012年12月に第2次安倍内閣が発足して以降、急速に増加している。日本政府観光局（JNTO）の統計によると、2018年の訪日外国人旅行者数（訪日外客数）は

3,119 万人と、史上初めて 3,000 万人を上回り、2012 年（836 万人）に比べて 3.7 倍に増加した（図表 1）。国・地域別に見ても、全体的に増加しており、特に中国、韓国、台湾といったアジア地域からの増加が顕著である。

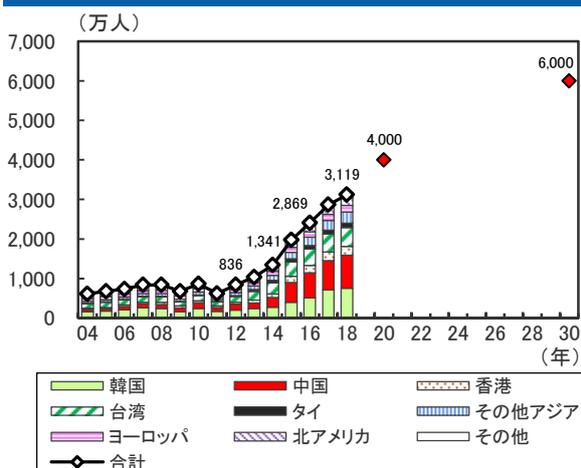
訪日外国人旅行者数の増加に伴い、訪日外国人旅行消費額も急増している。国土交通省観光庁の統計によると、訪日外国人旅行消費額は 2012 年（1.1 兆円程度）から 2018 年（4.5 兆円程度）にかけて 3.4 兆円程度増加し、4 倍超となった（図表 2）。同期間の日本全体の消費増加額が 13.3 兆円程度で、5.7%程度<sup>1</sup>しか増加しなかったことを踏まえると、訪日外国人旅行消費額の増加率はかなりの大きさであり、観光関連産業にも相当の恩恵をもたらしたと考えられる。

また、訪日外国人旅行者の消費行動に関しては、中国人を中心とした非常に旺盛な消費、いわゆる「爆買い」が 2015 年にテレビや新聞で頻繁に取り上げられ、日本の世相を象徴する一大流行語になったことを覚えている人も少なくないだろう。すでに、爆買いブームは一服したものの、百貨店やドラッグストアでは、訪日外国人旅行者のリピーターの消費が総じて堅調に推移しており、現在も企業業績のプラス要因となっている。

## 政府のインバウンド政策と高い目標値

近年の訪日外国人旅行者数と旅行消費額の急増は、第 2 次安倍内閣以降の積極的なインバウンド政策によるところが大きい。さらに 2012 年後半以降の過度な円高の修正（円安進行）に伴い、日本を訪れる外国人旅行者の本国通貨で見た旅行費と買い物代が安くなった影響も指摘できる。すなわち、以前に比べて訪問や買い物がしやすく、かつ割安な旅先として日本の魅力が高まったのである。

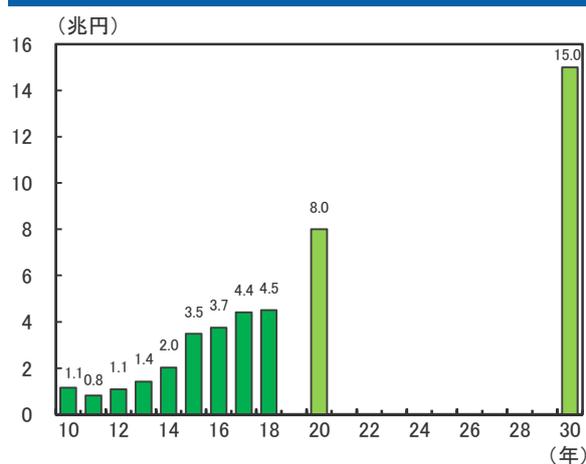
図表 1：訪日外国人旅行者数



（注）2020年と2030年の数値は政府目標。

（出所）日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数・出国日本人数」より大和総研作成

図表 2：訪日外国人旅行者数の旅行消費額



（注1）2018年の調査から、クルーズ客も対象となっている。

（注2）2020年と2030年の数値は政府目標。

（出所）国土交通省観光庁「訪日外国人消費動向調査」より大和総研作成

<sup>1</sup> これは、GDP 統計の名目家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃、2018 年 10-12 月期 2 次速報時点）による。なお、統計上、訪日外国人旅行者の日本での消費は、名目家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）でなくサービス輸出に分類される点には留意が必要である。

安倍内閣の主なインバウンド政策としては、①訪日ビザの発給要件の緩和や免除、②消費税免税の対象拡充・手続き簡素化、③航空ネットワークの拡大・強化、④出入国手続きの簡素化など、が挙げられる。これまでの政策経緯は、以下の通りである。

2013年の「日・ASEAN友好協力40周年」を契機に、国土交通省観光庁と日本政府観光局が東南アジア市場における訪日プロモーション活動（海外の大規模旅行博への出展や海外旅行会社の日本招請を通じた宣伝広報など）を本格展開した（図表3）。2013年6月、観光立国推進閣僚会議が「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」をとりまとめ、2013年中に訪日外国人旅行者数1,000万人を実現し、さらに2,000万人を目指すという方針を示した。翌2014年6月に決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」では、訪日外国人旅行者数2,000万人を2020年までに実現するという具体的な時期が明記された。

この間、東南アジア諸国を中心に訪日ビザの発給要件の緩和や免除が数次にわたり実施されたほか、2014年10月に訪日外国人旅行者に対する消費税免税の対象拡大と免税手続きの簡素化が行われ、その後の訪日外国人旅行者数と旅行消費額の増加につながった（巻末の参考図表1）。また、2014年3月には羽田空港の国際線の発着枠が増加（年間3万回）された。

2015年の訪日外国人旅行者数が1,973.7万人と、2020年までに2,000万人という前述の政府目標が前倒しで達成される見込みになったことを受け、2016年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」で政府目標が上方修正された。具体的には、訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人と上方修正したほか、新たに訪日外国人旅行消費額を2020年までに8兆円、2030年までに15兆円とする数値目標を設定した（前掲図表1～2）。

いずれの目標も実現のハードルは高く、とりわけ訪日外国人旅行消費額の目標達成はかなり難しい可能性がある。ただし、インバウンド需要の拡大に向けた官民の積極的な取り組みが続くなか、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）という国際イベントも追い風となり、今後も訪日外国人旅行者数と旅行消費額の増加という大きな潮流自体は継続することとなる。

図表3：第2次安倍内閣発足以降のインバウンド関連イベント

日付	内容
2012年12月	第2次安倍内閣が発足
2013年	日・ASEAN友好協力40周年、観光庁と日本政府観光局が東南アジア向け宣伝広報活動を本格化
2013年6月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を決定し、2013年に訪日外国人旅行者数1,000万人、さらに2,000万人を目指すとした。
2014年3月	羽田空港の国際線の発着枠を年間3万回増加
2014年6月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を決定（【目標値】訪日外国人旅行者数：2020年に2,000万人）
2016年3月	「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定（【目標値】訪日外国人旅行者数：2020年に4,000万人、2030年に6,000万人、訪日外国人旅行消費額：2020年に8兆円、2030年に15兆円等）
2019年6月	G20大阪サミットの開催
2019年9月	ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催
2020年3月	羽田空港の国際線の発着枠を年間3.9万回増加
2020年7月	東京オリンピック・パラリンピックの開催
2025年5月	大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）の開催

（出所）各種資料より大和総研作成

## 2. 都道府県別に見た外国人の宿泊・消費動向

### 地方の外国人延べ宿泊者数に関する政府目標

これまで国内の訪日外国人旅行者数と旅行消費額が急増してきたことを見てきた。しかし、地方創生という観点からは、地方のインバウンドに関わる政府目標を確認した上で、その地域別の動向について分析することが重要となる。

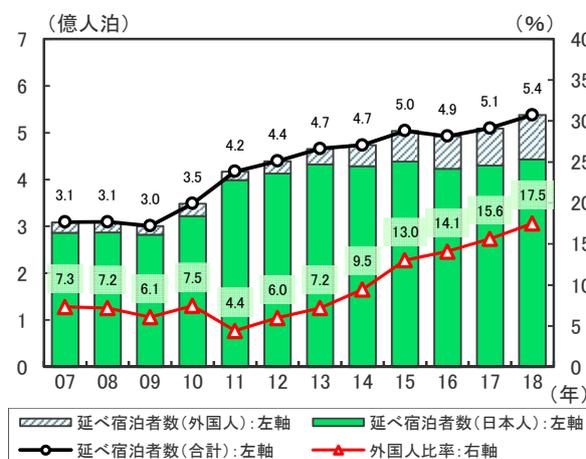
近年、インバウンドに関して国内宿泊施設における延べ宿泊者数の外国人比率が上昇傾向にあることが注目点の1つになっている。国土交通省観光庁の統計によると、2012年以降、日本人延べ宿泊者数が横ばい圏で推移する一方、外国人延べ宿泊者数は増加傾向にあることが分かる(図表4)。その結果、2012年に6.0%であった延べ宿泊者数の外国人比率は、2018年に17.5%まで大きく上昇した。

こうしたなか、政府は、とりわけ地方部(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫以外)における外国人延べ宿泊者数をさらに増加させるため、「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年)で数値目標を設定した。具体的には、2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊である(図表5)。2018年の地方部の外国人延べ宿泊者数が3,848万人であることを踏まえると、その水準から大幅に増加させるという政府目標が実現した場合、宿泊業を中心に地方の観光関連産業に大きな恩恵をもたらすことが期待される。

### 延べ宿泊者数に見られる都道府県間格差

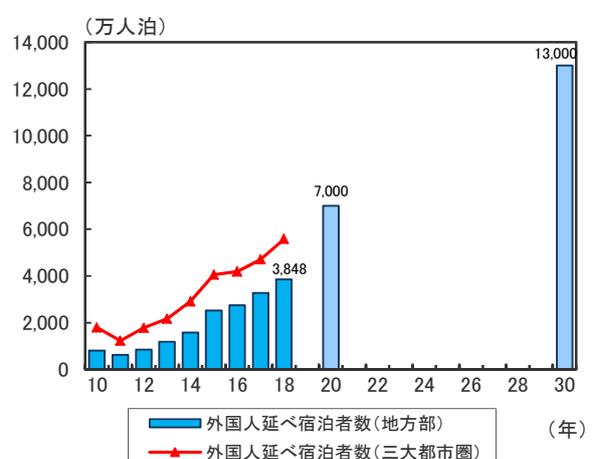
外国人延べ宿泊者数が増加した場合の宿泊業への恩恵としては、客室稼働率の上昇による収益拡大が挙げられ、地方経済には雇用・所得の増加や宿泊施設の新規建設といった投資拡大などの効果が見込まれる。それに伴い、投資資金需要が増加することになれば、地域の資金循環を促進させ、地域金融の活性化にもつながる。

図表4：延べ宿泊者数の内訳



(出所)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より大和総研作成

図表5：外国人延べ宿泊者数(都市・地方)



(注1)三大都市圏は、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫の8都府県、地方部はそれ以外。

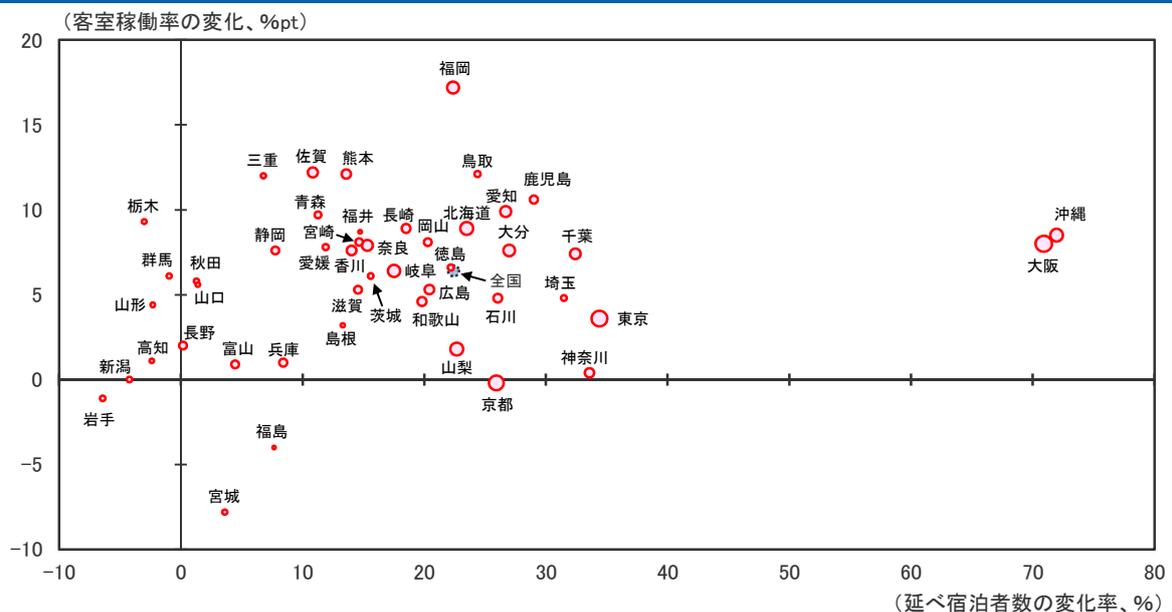
(注2)2020年と2030年の数値は政府目標。

(出所)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より大和総研作成

都道府県別の延べ宿泊者数（日本人＋外国人）と客室稼働率の関係を確認すると、2012年から2018年にかけて、大多数の都道府県で延べ宿泊者数が増加し、かつ客室稼働率が上昇していることが分かる（図表6）。延べ宿泊者数の増加が目立つのは沖縄と大阪で、客室稼働率は福岡が最も上昇している。これらの地域は、総じて延べ宿泊者数の外国人比率（2018年）が高い（バブルが大きい）傾向にある点も注目される。他方、岩手は、延べ宿泊者数が減少し、かつ客室稼働率が低下しており、宿泊業はやや厳しさを増しているとみられる。

また、都道府県別の延べ宿泊者数の変化率を日本人と外国人に分けて寄与度分解したのが、図表7である。

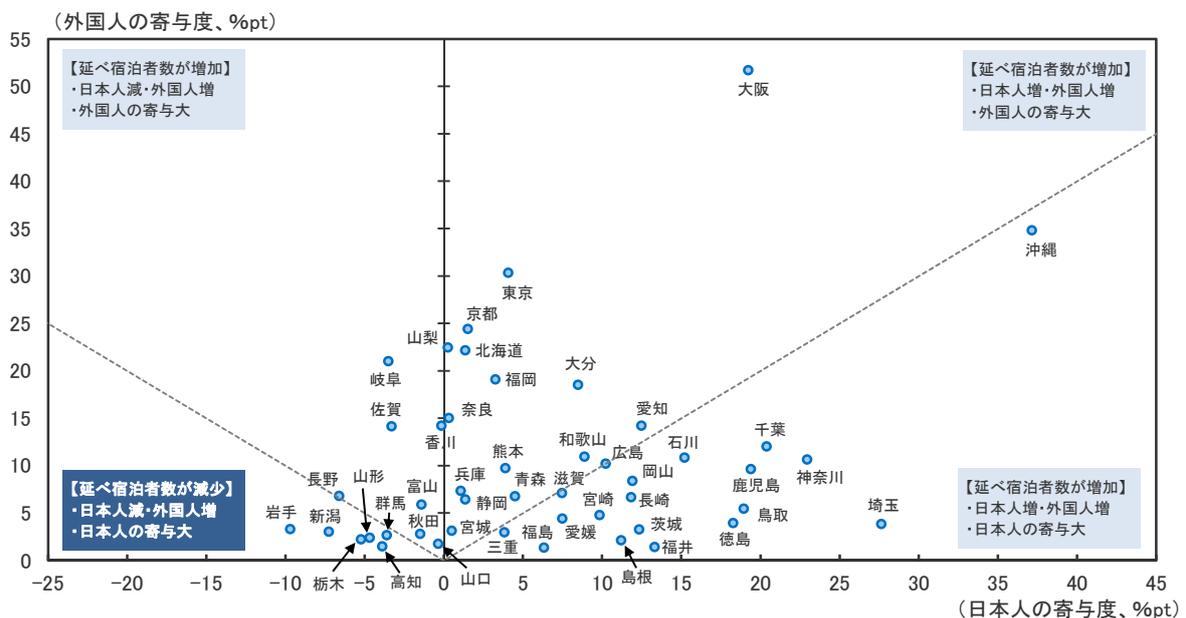
図表6：都道府県別の延べ宿泊者数の変化率と客室稼働率の変化（2012～2018年）



(注)バブルの大きさは、2018年の延べ宿泊者数の外国人比率に比例している。

(出所)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より大和総研作成

図表7：都道府県別の延べ宿泊者数の変化率における日本人・外国人の寄与度（2012～2018年）



(出所)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より大和総研作成

図表6で延べ宿泊者数の増加が目立った沖縄と大阪について見ると、沖縄は日本人と外国人の延べ宿泊者数が概ね同程度プラスに寄与しており、日本人と外国人のいずれに対しても観光地としての魅力が高まっている様子がうかがえる。一方、大阪は外国人延べ宿泊者数の増加寄与の方がかなり大きく、これには、外国人に人気の高い京都や奈良へ旅行する際の宿泊拠点になっていることが一部影響していると考えられる。

他方、延べ宿泊者数が減少している6県（岩手、新潟、栃木、高知、山形、群馬）を確認すると、いずれも外国人延べ宿泊者数は増加してプラスに寄与しているものの、それ以上に日本人の延べ宿泊者数の減少によるマイナス寄与が大きい。そのため、これらの県では訪日外国人旅行者数を増やすだけでなく、日本人旅行者を呼び込む努力も重要な課題となろう。

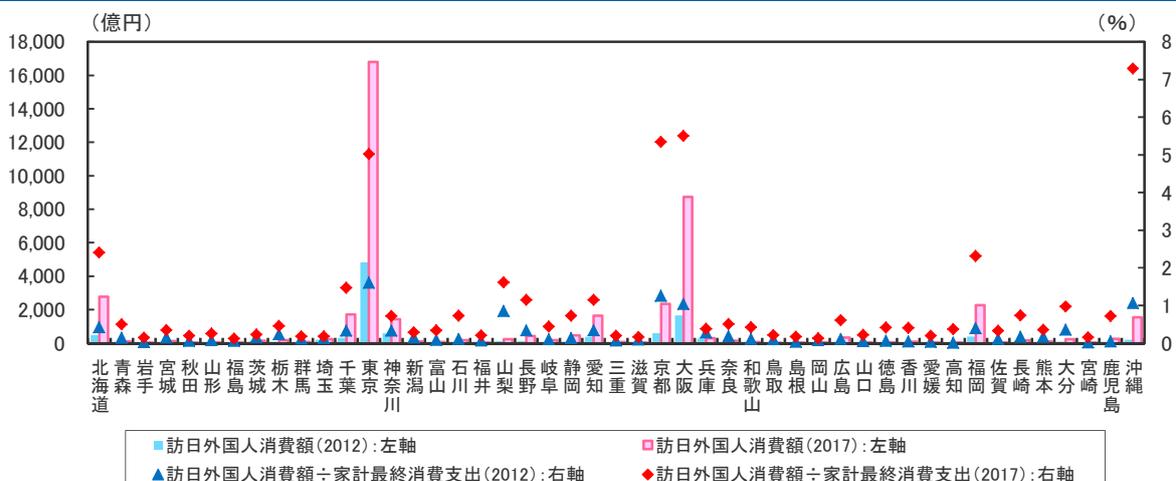
### インバウンド需要拡大の恩恵を受けている都道府県はどこか？

訪日外国人旅行消費額の政府目標は、前述の通り日本全体の目標値しか定められていない。しかし、インバウンド需要を地方創生の切り札とするためには、都道府県別の訪日外国人旅行消費額の動向を分析し、恩恵を享受できていない地域がないか確認する必要がある。そこで、2012年と2017年における都道府県別の訪日外国人旅行消費額とその家計最終消費支出に占める比率を推計すると、図表8のようになる。

訪日外国人旅行消費額の2012年から2017年にかけての変化（棒グラフの差）を都道府県別に確認すると、東京と大阪が突出していることが分かる。この期間において、訪日外国人旅行消費額は日本全体で3.3兆円程度増加しているが、そのうち1.9兆円（約58%）を東京と大阪が占めている。

また、2012年から2017年にかけての増加率を計算すると、高知、鹿児島、香川、宮崎などは年率50%以上のペースで増加している一方、兵庫と埼玉は1桁台の伸びにとどまる。

図表8：都道府県別の訪日外国人旅行消費額と対家計最終消費支出



(注1) 都道府県別の訪日外国人消費額は、内閣府(2018)「地域の経済2018」と同様の計算方法により算出。都道府県別の家計最終消費支出は、除く持ち家の帰属家賃ベースで、全国の家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)を都道府県別の世帯数×都道府県庁所在地市別の消費支出によって按分して算出。結果については、幅を持つ必要がある。

(出所) 国土交通省観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局「訪日外客数・出国日本人数」、内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より大和総研作成

訪日外国人旅行消費額の家計最終消費支出に対する比率は、沖縄、大阪、京都、東京で大きく上昇しており、それに北海道や福岡が続く。これらの地域では、インバウンド需要拡大の恩恵が相対的に大きく、経済の活性化にも寄与していると考えられる。他方、同比率があまり上昇しておらず、かつ1%を下回っている地域が依然として数多く存在することを踏まえると、インバウンド需要の恩恵はまだ地方に広く行き渡っていないと言える。

## おわりに～恩恵を全国津々浦々へ

日本では、2012年12月に発足した第2次安倍内閣以降の積極的なインバウンド政策を追い風に、近年、訪日外国人旅行者数と旅行消費額が急増している。さらに、今後、長期的な視点に立ってインバウンド需要を拡大させることは、地方経済および地域金融に新たな活力を生み出し、地方創生の実現にも資すると考えられる。

しかし、都道府県別の外国人延べ宿泊者数と訪日外国人旅行消費額の動向を分析すると、これまでのインバウンド需要拡大の恩恵は、都道府県ごとに大きく異なっていることが明らかとなる。そこで、今後の課題として最後に以下の3点を指摘したい。

第一に、地方のインバウンドに関わる政府目標について、地方を一括りにせず、全都道府県が達成すべき最低限の数値目標を新たに設定して全体の底上げを目指すべきだと考える。それと同時に、目標達成のための施策と取り組みの進捗状況を把握するためKPI（重要業績評価指標）を適切に定めることも重要となろう。

第二に、都道府県別の動向を分析するための統計を一層充実させることである。国土交通省観光庁の「訪日外国人消費動向調査」は、2018年にクルーズ客を対象とした調査と従来より調査時点を拡大した「地域調査」を開始するなど調査が拡充された。しかし、実際の分析で特に重要となる都道府県別の訪日外国人旅行消費額（総額）は、依然として各自が試算する必要がある。今後、その政府推計値を公表するなど、さらなる利便性の向上が求められる。

第三に、政府は、地方全体の底上げという観点から、インバウンド需要拡大の恩恵を十分に享受できていない都道府県に対して、費用対効果等を分析した上で観光インフラ・宿泊施設の整備や宣伝広報活動といった支援策を追加的に実施することを検討すべきである。

そして、以上のような課題に取り組むことにより、インバウンド需要拡大の恩恵を全国津々浦々まで行き届かせることに期待したい。

### <参考文献>

長内智、鈴木雄大郎（2019）「地域銀行の貸出増加は長期的に持続可能か？」、大和総研レポート、2019年2月15日

国土交通省観光庁（2018）「平成30年版観光白書」

内閣府（2018）「地域の経済2018」

鈴木雄大郎、長内智（2019）「総合戦略から探る令和時代の地方創生に必要なことは何か」、大和総研調査季報、2019年7月夏季号、Vol.35

## <参考図表>

参考図表：訪日ビザと免税に関するインバウンド促進政策（2013年以降）

日付		内容	
2013年	7月	ビザ	タイ(IC旅券ビザ免除:15日)、マレーシア(IC旅券ビザ免除再開:90日)、ベトナム・フィリピン(数次ビザ導入(15日・3年)、インドネシア(数次ビザの滞在期間延長:30日・3年)
	10月	ビザ	アラブ首長国連邦(数次ビザ導入:90日・3年)
	11月	ビザ	カンボジア・ラオス・パプアニューギニア(数次ビザ導入:15日・3年)
2014年	1月	ビザ	ミャンマー(数次ビザ導入:15日・3年)
	7月	ビザ	インド(数次ビザ導入:15日・3年)
	9月	ビザ	インドネシア・フィリピン・ベトナム(数次ビザ発給要件の大幅緩和:30日・5年)
	10月	免税	消費税免税の対象拡大・手続き簡素化(これまで対象外であった飲食品、医薬品化粧品など「消耗品」も含む全ての品目が対象となる。必要項目を記載すれば自由様式での書類作成が可能となる)
	11月	ビザ	インドネシア・フィリピン・ベトナム(指定旅行会社パッケージツアー参加者の申請手続き簡素化:15日)
2015年	12月	ビザ	インドネシア(IC旅券事前登録制によるビザ免除:15日・3年)
	1月	ビザ	中国(①商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和、90日・5年/②沖縄県・東北三県数次ビザの緩和、30日・3年/③相当の高所得者向け数次ビザの導入、90日・5年)
	4月	免税	消費税免税の手続き簡素化(免税手続き「一括カウンター」を運営する第三者がまとめて免税手続きを行える。外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための手続きが簡素化)
	6月	ビザ	ブラジル(数次ビザ導入:30日・3年)
	8月	ビザ	モンゴル(数次ビザ導入:15日・3年)
2016年	1月	ビザ	インド(数次ビザ発給要件の大幅緩和:30日・5年)
	2月	ビザ	ベトナム・インド(数次ビザ発給要件の緩和:90日・10年)
	5月	免税	消費税免税の対象拡大・手続き簡素化(家電や工芸品など「一般物品」の最低購入金額を「1万円超」から「5千円以上」に引き下げる。免税店から直接海外の自宅・空港等へ配送する場合、パスポートの提示と運送契約書の写しの提出のみで免税が受けられる。購入者誓約書の電磁的記録による提出・保存が可能となる)
	10月	ビザ	カタール(数次ビザ導入:90日・3年)、中国(①商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・10年/②一部大学生・卒業生等の個人観光一時ビザ申請手続き簡素化:30日)
2017年	1月	ビザ	ロシア(①数次ビザ導入:30日・3年/②商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年/③自己支弁による渡航の場合、身元保証書等の省略)
	2月	ビザ	インド(大学生・卒業生等の一次ビザ申請手続き簡素化:30日)
	5月	ビザ	中国(①十分な経済力を有する者向け数次ビザの導入/②相当の高所得者向け数次ビザの緩和/③東北六県数次ビザ/④中国国外居住者に対する数次ビザの導入/⑤クレジットカード(ゴールド)所持者の一時ビザ申請手続き簡素化)
	6月	ビザ	カザフスタン・キルギス・タジキスタン・トルクメニスタン・ウズベキスタン・ジョージア(①商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年/②自己支弁による渡航の場合、身元保証書等の省略)
	7月	ビザ	アラブ首長国連邦(旅券の事前登録制によるビザ免除:30日・3年)
	9月	ビザ	アルメニア(①商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年/②自己支弁による渡航の場合、身元保証書等の省略)
	10月	免税	酒税の免税(消費税免税店の許可を受けた酒類製造場(酒造)での酒類販売において、消費税に加え酒税も免税となる)
	12月	ビザ	アゼルバイジャン(①商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年/②自己支弁による渡航の場合、身元保証書等の省略)
2018年	1月	ビザ	モルドバ・ベラルーシ(①商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年/②自己支弁による渡航の場合、身元保証書等の省略)、ウクライナ(①数次ビザ導入:30日・3年/②商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年/③自己支弁による渡航の場合、身元保証書等の省略)、インド(①数次ビザの申請書類の簡素化/②数次ビザの発給対象者の拡大:90日・5年)
	7月	免税	消費税免税の拡充(これまで合算できなかった「一般物品」も特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められる)
	8月	ビザ	サウジアラビア(商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年)、フィリピン(商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・10年)、太平洋島嶼国(数次ビザ導入:30日・3年)
	10月	ビザ	セントビンセント・エクアドル(商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年)、アゼルバイジャン・アルメニア・ジョージア(数次ビザ導入:3年、30日)、ロシア(団体観光パッケージツアー参加者用短期滞在一次査証の導入:15日又は30日)
2019年	1月	ビザ	中国(①一部大学生・卒業生等の個人観光一次ビザ申請手続き簡素化の対象校拡大:30日/②数次ビザの発給対象者の拡大:90日・3年)、インド(①数次ビザの発給対象者の拡大:90日・5年/②数次ビザの申請書類の簡素化)、香港・マカオ(香港DI・マカオ旅行証所持者に対する数次ビザの導入)、セントクリストファー・ネイビス(商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和:90日・5年)
2020年	4月	免税	消費税免税の手続き簡素化(購入記録票の作成等の免税販売手続きが電子化される)

(出所)国土交通省観光庁資料より大和総研作成

## 「激変 地銀のビジネス環境」シリーズ・レポート

- No. 1 長内智、鈴木雄大郎（2019）「地域銀行の貸出増加は長期的に持続可能か？ ～ あらためて人口・企業動態の『今』と『未来』から読む」、大和総研レポート、2019年2月15日  
[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20190215\\_020630.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20190215_020630.html)
- No. 2 市川拓也（2019）「地域金融機関はシェアリングエコノミーにどう向き合うのか？～環境の変化は人口減少だけではない、新たな時代への対応が必要」、大和総研レポート、2019年3月26日  
[https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalecnmy/20190326\\_020709.html](https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalecnmy/20190326_020709.html)
- No. 3 森駿介（2019）「地域の中で高齢富裕層はどこにいるのか～高齢富裕層の地域別分布の推計」、大和総研レポート、2019年4月5日  
[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20190405\\_020728.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20190405_020728.html)